

保護者様へ

令和5年度就学援助費給付申請の手続きについて

就学援助費の給付申請をされる場合は、別紙の「令和5年度東近江市就学援助費制度のご案内」の内容を確認の上、次のとおり手続きをお願いします。

1 申請方法

以下の書類を学校又は教育委員会へ提出してください。

*小学校と中学校、両方にお子さんがおられる場合は、中学校に提出してください。

【申請に必要な書類】

- ・ 令和5年度児童生徒就学援助費給付申請書兼世帯票
別紙「記入例」を参考にしてください。

- ・ 口座振替依頼書兼承諾書
金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が分かるように、通帳の表紙を開いたページの写しを添付してください。

- ・ 課税（所得）証明書の原本 （該当者のみ）
 - (1) 令和5年1月1日時点で東近江市以外に住所を有していた方（誕生日が平成20年4月2日以降の方を除く）は、収入の有無を問わず、対象者全員の課税（所得）証明書の提出が必要です。
 - (2) 令和5年度課税（所得）証明書の発行可能時期は6月頃ですが、自治体によって異なります。令和5年1月1日時点で住所を有していた自治体にお問合せの上、取得してください。
 - (3) この書類のみ、提出期限が6月19日（月）です。
その他の書類を5月12日（金）までに提出していただき、課税（所得）証明書は、6月19日（月）までに提出してください。
なお、確定申告期間延長により期限に間に合わない場合は、学校教育課へ御連絡ください。
 - (4) 児童扶養手当証書の写しを添付された方は添付不要です。

- ・ 児童扶養手当証書の写し （児童扶養手当受給者のみ）

- ・ 賃貸住宅にお住まいの方は、家賃の額を証明する書類の写し （該当者のみ）
 - (1) 認定審査をする際に家賃額を控除できるため、賃貸契約書の写しを提出してください（控除額上限あり）。ただし、自己又は世帯構成員所有の住宅ローン等は対象外です。
 - (2) 児童扶養手当証書の写しを添付された方は添付不要です。

※裏面もご覧ください。

2 注 意 事 項

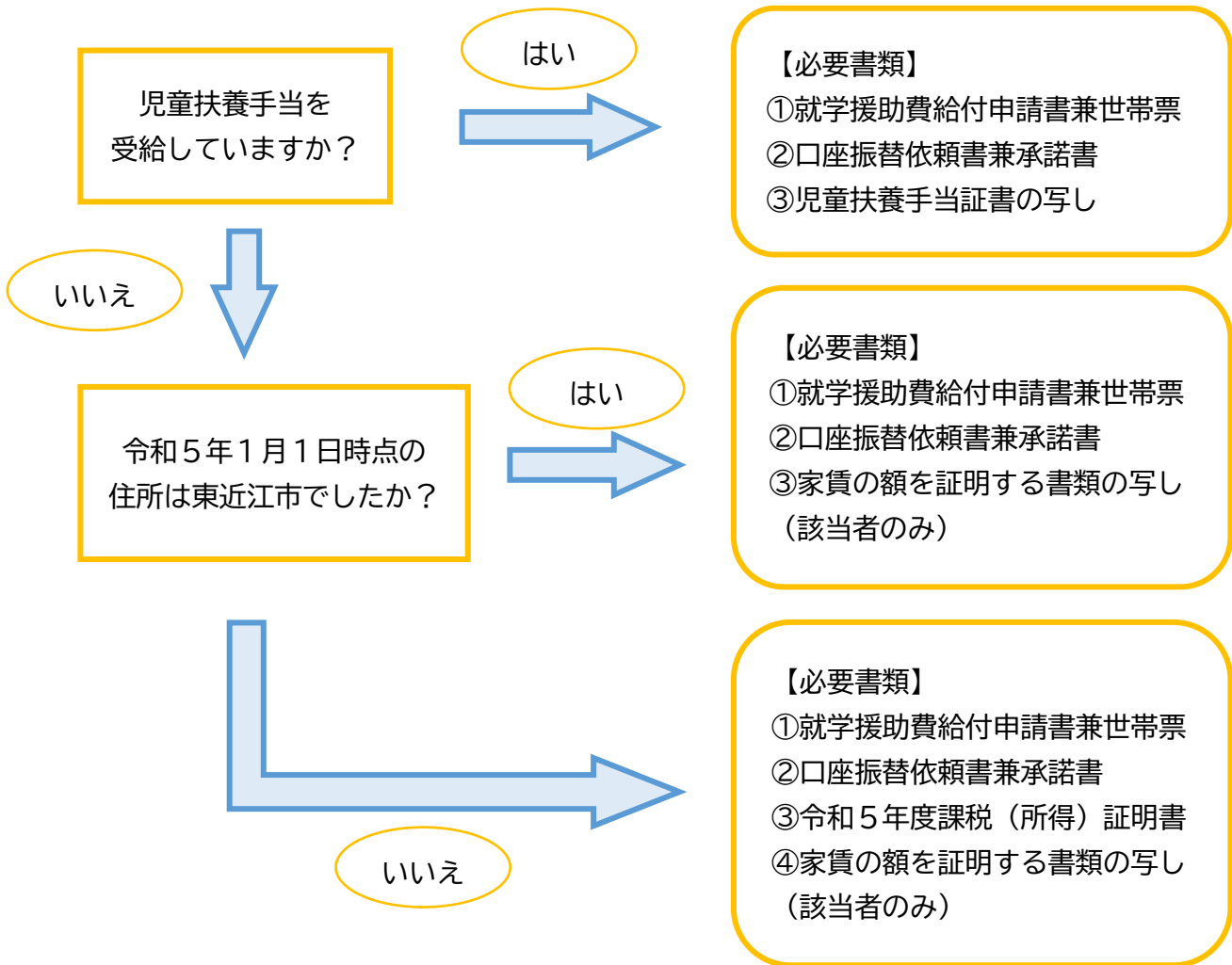
- ① 昨年度に就学援助費を受給されていた場合でも申請が必要です。
また、3月に新入学児童生徒学用品費等を受給された方も申請が必要です。
- ② 確定申告ができていない場合は審査ができませんので、申請前に必ず申告を行ってください。
- ③ 期日までに必要な書類が整っていない場合は審査することができません。
- ④ 審査の結果は、7月上旬に学校を通じてお知らせします。

3 申 請 期 限

令和5年5月12日（金） 学校又は教育委員会 必着

- ※1 提出書類のうち、課税（所得）証明書は令和5年6月19日（月）までに必着。
- ※2 期日までに提出されない場合は、書類が提出された時点での審査となります。

《参 考》※就学援助費給付申請に必要な書類は、以下のフローチャートを参考にしてください。



【お問合せ】 東近江市教育委員会事務局学校教育課
電話 0748-24-5671 I P 050-5801-5671